平成 2 5 年 4 月 1 日 告示第 3 5 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、美里町補助金等交付規則(平成18年美里町規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本町におけるスポーツ及び文化の振興を図るため、各種大会等へ参加する者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、別表のとおりとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、大会等の参加に要する交通費、バス借上料、道具等輸送費、大会参加費及び宿泊費の実費から大会主催者等が負担した費用を控除した経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表に定める補助基準により算出するもとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定により当該補助金の交付を受けようとする者は、補助金 等交付申請書を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付指令)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を 適当と認めるときは、規則第7条の規定により補助金等交付決定通知書及び補助金等交 付指令書を交付する。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付を受けた者は、規則第11条の規定により、補助事業等実績報告書 を町長に提出するものとする。

附則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 別表(第2条、第3条及び第5条関係)

別衣(		
補助金交付対	補助対象事業	補助基準
象者		
中学校	・中学校体育連盟等が主催する郡・地	補助対象経費の10/10以内(た
	区大会	だし、1校生徒1人当たり1,00
	・吹奏楽連盟等が主催する郡・地区大	0円を限度額とする。)
	会	生徒数は、5月1日現在の生徒数
	・その他中学校部活動等の振興に関	とする。
	し、町長が適当と認める郡・地区大	
	会	
	・中学校体育連盟等が主催する県、東	 補助対象経費の10/10以内(た
	北又は全国大会	だし、大会規程による登録メンバ
	・吹奏楽連盟等が主催する県、東北又	ー、監督及びコーチのみの経費とす
	は全国大会	る。)
	・その他中学校部活動等の振興に関	補助対象経費の1/2以内(ただ
	し、町長が適当と認める東北又は全	し、大会規程による登録メンバー、
	国大会	監督及びコーチのみの経費とす
		る。)
小学校	・国の機関(省庁)又は日本体育協会	 補助対象経費の10/10以内(た
	加盟団体及び日本レクリエーショ	だし、大会規程による登録メンバ
	ン協会等が主催する東北又は全国	ー、監督及びコーチのみの経費とす
	大会	る。)
	・吹奏楽連盟等が主催する東北又は全	
	国大会	
	・その他小学校教育活動等の振興に関	 補助対象経費の1/2以内(ただ
	│ │ し、町長が適当と認める東北又は全	し、大会規程による登録メンバー、
	国大会	監督及びコーチのみの経費とす
		る。)

町のスポー ・国の機関(省庁)又は日本体育協会 補助対象経費の1/2以内(ただツ・文化の振興 加盟団体及び日本レクリエーショ し、大会規程による登録メンバー、ン協会等が主催する東北又は全国 監督及びコーチで町内に住所を有体(5人以上同 大会 する者のみの経費とし、1人当たり一団体として・吹奏楽連盟等が主催する東北又は全 30,000円を限度額とする。)出場する場合 国大会 ・その他町のスポーツ・文化の振興にす。)又は個人 関し、町長が適当と認める東北又は全国大会